



指定管理者をそれぞれ募集します

町では、平成29年4月から「矢吹町図書館」「矢吹町ふるさとの森芸術村」「矢吹町文化センター」の管理・運営を行う指定管理者をそれぞれ次のとおり募集します。



●矢吹町図書館

《指定管理者の業務》

図書館の運営・維持管理と各業務、その他教育委員会が必要と認める業務。

《指定管理の期間》 平成29年4月1日～平成32年3月31日（3年間）

《募集説明会》 開催日時：平成28年9月8日（木）午前10時～
開催場所：矢吹町役場 第1会議室（役場庁舎3階）



●矢吹町ふるさとの森芸術村

《指定管理者の業務》

ふるさとの森芸術村の運営・維持管理、使用許可、利用料金の徴収と各業務、その他教育委員会が必要と認める業務。

《指定管理の期間》 平成29年4月1日～平成32年3月31日（3年間）

《募集説明会》 開催日時：平成28年9月8日（木）午後1時～
開催場所：矢吹町役場 第1会議室（役場庁舎3階）



●矢吹町文化センター

《指定管理者の業務》

文化センターの運営・維持管理、使用許可、利用料金の徴収と各業務、その他教育委員会が必要と認める業務。

《指定管理の期間》 平成29年4月1日～平成32年3月31日（3年間）

《募集説明会》 開催日時：平成28年9月8日（木）午後3時～
開催場所：矢吹町役場 第1会議室（役場庁舎3階）

申請方法	《募集要項の配布》	配布期間：平成28年9月5日（月）から 配布場所：矢吹町教育委員会 教育振興課 生涯学習係（役場庁舎2階） ※申請資格等、詳しい内容は募集要項をご覧ください。募集要項は、9月5日（月）から矢吹町ホームページからもダウンロードできます。
	《申請受付》	受付期間：平成28年9月5日（月）～10月5日（水） 受付場所：矢吹町教育委員会 教育振興課 生涯学習係（役場庁舎2階） ※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分 土曜日、日曜日、祝日を除きま

☎ 教育振興課 生涯学習係 ☎（44）4400

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）



整備予定事業者を再募集します

矢吹町では、介護保険施設の基盤整備を進めるため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備予定事業者を再募集します。

なお、昨年12月に決定した事業者につきましては、本年6月に辞退（取下げ）したため、再募集します。

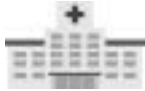
＜対象施設＞ 施設の種類：介護老人福祉施設 定員：特別養護老人ホーム80床、ショートステイ20床
整備年度：平成29～30年度 開設時期：平成31年3月

＜募集要項及び応募書類＞

募集要項及び応募書類につきましては、町のホームページをご覧ください。役場保健福祉課までお問い合わせください。

＜応募受付期間＞ 平成28年9月26日（月）～平成28年10月25日（火）

☎（応募書類提出先）保健福祉課 福祉介護係 ☎（44）2300



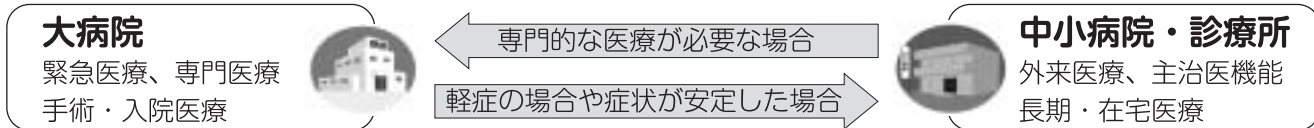
診療所や病院を適切に使い分けましょう。



「紹介状なしで大病院を受診すると特別な料金がかかります」

平成28年4月からは、緊急やむを得ない場合を除き、紹介状なしで大きな病院（特定機能病院・一般病床数500床以上の地域医療支援病院）を受診すると、診察料とは別に特別な料金がかかります。

●特別な料金が徴収されるのは、初診時に紹介状を持たない患者が大病院の外来患者の約半数を占め、大病院での「長い待ち時間」や「短い診療時間」になってしまうことがあります。大病院と中小病院がお互いに連携しながらそれぞれの特徴を生かして異なる機能を担い、より効率的な医療を提供するためです。



●医療機関を利用する時は、診療所や病院の機能や役割を理解し、まずは「かかりつけ医」に相談をして、症状に合った医療機関を受診しましょう。

「風邪をひいた」「熱がある」「お腹の具合が悪い」など体調に不安を感じたら、まずは、身近な中小病院・診療所を受診しましょう。

できれば、地域の中小病院・診療所のなかから、あなたの「かかりつけ医」を決めておくことをお勧めします。かかりつけ医は、あなたのからだの状態を把握し、日常の健康管理や体調の変化などを気軽に相談できる身近な主治医です。

また、必要に応じて専門医を紹介してくれるので、大きな病院でも予約や診療が速やかに進みます。



また、「一般病床数200床以上500未満」の病院については、病院受診時の特別な料金を求めるかどうかについては、これまで同様に医療機関の任意とされていますので、病院にお尋ねください。

一般病床数200床未満の病院や診療所では、この特別な料金はかかりません。

★子どもの急病★ 『小児救急電話相談を活用しましょう』

お子さんが急病で受診させるかどうか判断に迷った時は、こちらをご利用ください。

<小児科医師や看護師が対処方法を電話でアドバイスします。>



- ・電話番号：#8000
- ・相談受付：午後7時～翌朝8時
- ・相談料金：電話料金のみ



地域医療は、医療機関だけでなく、医療を受ける皆さんとそれをつなげる行政がそれぞれの立場で行動し、支えあうことにより成り立ちます。共に考え行動し、かけがえのない地域医療を守りましょう。

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎ (44) 2300

平成28年度 臨時福祉給付金の申請受付が始まります

臨時福祉給付金及び年金生活者等

支援臨時福祉給付金(傷害・遺族基礎年金受給者向け) 申請書(請求書)



臨時福祉給付金について、支給対象となる可能性のある方には申請書を発送します。なお、給付金の詳細については別添回覧をご覧ください。

【支給対象者】 平成28年度分の住民税が課税されていない方

※ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者である方は除きます。

【申請方法】 ①郵送 申請書が届きましたら、必要書類を同封のうえ返信用封筒に封入してポストに投函してください。

②窓口へ持参

【受付窓口開設期間】・・・平成28年9月9日～平成29年2月28日(土、日、祝日は除く)

【受付時間】・・・午前9時～5時15分

☎ ■給付金の制度について・・・☎0570(037)192 厚生労働省給付金専用ダイヤル

■臨時福祉給付金・・・☎(44)2300 保健福祉課福祉介護係

■住民税の課税、申告について・・・☎(42)2113 税務課町税係